

川南町告示第 107 号

公示送達について

下記の者の居所が不明のため、令和8年度町県民税第1期督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は、川南町役場税務課に保管してあるので、来庁の上受領すること。

令和8年8月3日

川南町長 宮崎 吉敏



記

- 1 黒木 逸男